

館林市アダプト制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政が協働で行うまちづくりを推進するため、市の管理する公園、道路、河川等の公の施設（以下「公の施設」という。）について、市民活動団体と市とが協働して環境美化等の活動を行う制度（以下「アダプト制度」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 アダプト制度に参加することができる市民活動団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 活動拠点を市内に有し、主たる活動の場が市内であること。
- (2) 営利を目的としていないこと。
- (3) 宗教活動及び政治活動を目的としていないこと。
- (4) 公序良俗に反する団体でないこと。
- (5) その他市長が不相当と認める団体でないこと。

(活動内容)

第3条 アダプト制度の活動内容は、公の施設の清掃、緑化等の活動とする。

2 アダプト制度に参加した市民活動団体は、年に1回以上、その活動結果を市長に報告するものとする。

(合意)

第4条 アダプト制度への参加を希望する市民活動団体は、館林市アダプト制度参加申込書（別記様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、当該市民活動団体と館林市アダプト制度合意書（別記様式第2号）を取り交わすものとする。

(支援)

第5条 市長は、アダプト制度に参加する市民活動団体に対し、前条に定める合意に基づき必要な支援を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、公の施設の管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。